

# 公共調達監視委員会活動状況報告書

部局名 長崎労働局

1	開催日	<u>令和3年2月3日(水) ※書面審査方式</u>	
2	監視委員数	<u>委員長 堀江 憲二 弁護士</u> <u>委員 東 直美 公認会計士・税理士</u> <u>委員 福澤 勝彦 大学教授</u>	
3	審査対象期間	<u>令和2年7月1日～令和2年12月31日</u>	
4	審査契約件数		
	(1) 公共工事		
	①競争入札によるもの		
	・審査対象件数	<u>1 件</u>	
	・審議件数	<u>1 件</u>	
	うち、低入札価格調査の対象となったもの		<u>0 件</u>
	②随意契約によるもの		
	・審査対象件数	<u>0 件</u>	
	・審議件数	<u>0 件</u>	
	(2) 物品・役務等		
	①競争入札によるもの		
	・審査対象件数	<u>6 件</u>	
	・審議件数	<u>6 件</u>	
	うち、契約金額が500万円以上の案件		<u>2 件</u>
	うち、参加者が一者しかいないもの		<u>1 件</u>
	うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの		<u>0 件</u>
	うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの		<u>0 件</u>
	②随意契約によるもの		
	・審査対象件数	<u>6 件</u>	
	・審議件数	<u>6 件</u>	
	うち、新規案件で競争性のない随時契約で調達しているもの		<u>3 件</u>
	うち、企画競争又は公募したが、参加者(応募者)が一者しかいないもの		<u>0 件</u>
	うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの		<u>0 件</u>
	うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの		<u>0 件</u>

## 5 審査案件の抽出方法

全件を審査対象とした。

## 6 審査結果

不適切等と判断した件数

0 件

結果内容及び措置状況（具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。）

今回の公共調達監視委員会において不適切等と判断されたものなし。

## 7 審議の概要

### (1) 公共工事の競争入札案件

(委員) 特に意見なし

### (2) 物品・役務等の競争入札案件

(委員) 意見なし

### (3) 物品・役務等の随意契約案件

(委員) 資料 No3 の 3 の事案です。補足資料 No3 によれば、前年度までは一般競争入札ということですが、今年度から随意契約へ変更になった理由は为什么呢？説明資料 N03 のも明示されていません。回答は急ぎません。なお、随意契約としての内容についてはまったく異論はありません。

(労働局) 会計法第 29 条の 3 第 5 項「契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる」とされ、本案件は予算決算及び会計令第 99 条第 2 号「予定価格が 250 万円を超えない工事又は製造させるとき」に該当いたします。

今までの契約状況は、調達等の原則を踏まえ一般競争入札を実施していたところですが、前記条文に基づき随意契約としても問題ないことから、今年度は随意契約を実施し、その結果次第で、一般競争入札と随意契約による印刷金額に大きな差が生じた場合は、次年度一般競争により実施を行う予定としたところです。

随意契約の結果、令和元年度(一般競争入札)と比較して、1枚当たり

長3号 令和元年度 2.82円(572,800 円 ÷ 203,000 枚 = 2.821)

令和2年度 3.35円 (502,800 円 ÷ 150,000 枚 = 3.352)

角2号 令和元年度 8.79円 (531,600 円 ÷ 60,500 枚 = 8.786)

令和2年度 7.28円 (462,100 円 ÷ 63,500 枚 = 7.277)

となり、一般競争入札と随意契約による金額の差は考えられないことから、次年度も随意契約によるものとします。

なお、今後も、引き続き金額の推移を確認する予定です。